豊田市内に新たに設置する産業廃棄物の処理施設の立地基準について

豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例に基づき、産業廃棄物の処理施設の新たな設置に当たっては、設置場所が以下の項目に適合しているか御確認ください。

産業廃棄物の処理施設の立地基準の概要

都市計画区域内	市街化 区域	工業地域又は工業専 用地域のみ ^{※ 2}	・学校、病院等 ^{※ 1} から <u>2 0 0 m</u> ^{※ 2} 以上離れていること。 ・公共用水域までの排水路の確保 ・接道幅員 3,000 ㎡以上: 9 m
	市街化調整区域	既存集落 ^{※3} 及び住 居系の用途地域から 200m ^{※2} 超離れ ていること。	
都市計画区域外		既存集落 ^{※3} の地域 から200m ^{※2} 超 離れていること。	3,000 ㎡未満: 6 m ※上記の幅員以上の道路が連続してい る必要があります。

- ※1 学校、病院等の具体的な内容については、下記を参照してください。
- ※2 産業廃棄物収集運搬業の積替え・保管施設については次の例外が適用されます。
 - (1) 市街化区域:準工業地域、工業地域又は工業専用地域のみ
 - (2) 距離制限: 200m→100m
- ※3 既存集落:おおむね50戸以上の住宅が連たんしているもの

《学校、病院等の具体的な内容》

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設
- ウ 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所(入院設備を備えた ものに限る。)
- 工 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設(滞在型に限る。)
- オ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者 社会参加支援施設
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター及び同条第26項に規定する福祉ホーム